

目標を掲げている事業 一覧表

項 目	16年度実績	21年度目標	担当局
子ども家庭支援センター事業	44区市町村 (51か所)	62区市町村 ※18年度までに全区市町村に設置	福祉保健局
先駆型子ども家庭支援センター事業	8区市 (子ども家庭支援センターの内数)	49区市 ※19年度までに全区市を先駆型とする	福祉保健局
子ども家庭総合センター(仮称)の整備	—	21年度開設	福祉保健局
子育てひろば事業	373か所	631か所	福祉保健局
要支援家庭の早期発見・予防事業	—	全区市町村において子育て支援のネットワークにつなげる体制の整備	福祉保健局
ショートステイ	27区市	62区市町村	福祉保健局
一時保育・特定保育	41区市町	62区市町村	福祉保健局
トワイライトステイ等	12区市	49区市	福祉保健局
訪問型一時保育	3区	49区市	福祉保健局
育児支援ヘルパー事業	—	49区市	福祉保健局
ファミリー・サポート・センター事業	40か所	50か所 (設立区市町村数)	産業労働局
小児救急医療体制の充実(初期救急)	8区3市	<18年度> 都内全域で実施	福祉保健局
(二次救急)	49施設75床	60施設 70床程度	
周産期医療対策事業	NICU 186床	<18年度>NICU 200床	福祉保健局
小児総合医療センター(仮称)の整備	—	21年度開設 入院 600床 外来 1日750人程度	病院経営本部
通常保育事業	保育サービスの利用児童数 164,940人	保育サービスの利用児童数 184,700人	福祉保健局
夜間保育事業	2か所	4か所	福祉保健局
延長保育事業	都内全認可保育所実施率 7割弱 (内2時間以上延長は 0.7割)	都内全認可保育所実施率 10割 (内2時間以上延長は2割) *島しょ部を除く	福祉保健局

項 目	16年度実績	21年度目標	担当局
休日保育事業	14区市	49区市	福祉保健局
病後児保育事業	32区市	49区市	福祉保健局
学童クラブ運営費補助事業	1,311か所	1,417か所	福祉保健局
広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業	29クラブ	90クラブ	教 育 庁
養育家庭の拡充	委託児童数 318人 (17年2月現在)	19年度までに家庭的養護 (養育家庭及びグループホーム) を社会的養護の3割にする (養育家庭委託児童数 420人)	福祉保健局
養護児童グループホームの設置推進	41ホーム 243人 (17年2月現在)	19年度までに家庭的養護 (養育家庭及びグループホーム) を社会的養護の3割にする (100ホーム 600人)	福祉保健局
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	8区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
母子家庭高等技能訓練促進費事業	6区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
母子家庭常用雇用転換奨励金事業	2区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
知的障害の軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置	—	<22年度> 3校	教 育 庁
病弱養護学校高等部の設置	—	高等部 1校	教 育 庁
中高一貫型ろう学校の設置	—	1校	教 育 庁
東部療育センターの整備	—	<17年度一次開設> 入所・入院 60床 外来診療 1日当たり 90人 <18年度全面開設> 入所・入院 120床 外来診療 1日当たり 100人 通所事業 1日当たり 30人	福祉保健局
歩車分離式信号機の導入	42か所	平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警 視 庁

項 目	16年度実績	21年度目標	担当局
歩行者感应式信号機等の整備	42か所	平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警 視 庁
鉄道駅エレベーター等整備事業	126駅 (各年度における補助対象駅の合計)	<22年度> エレベーター等が必要な都内全駅に整備	福祉保健局
駅施設のバリアフリー化 (エレベーターの設置)	エレベーターによる 1ルートの確保 64駅/106駅	<18年度> 77駅/106駅 *22年度までに原則としてエレベーターにより1ルートを確保	交 通 局
(エスカレーターの設置)	103駅—747基	<18年度> 103駅—765基	
駅施設のバリアフリー化 (だれでもトイレの設置)	100駅/106駅	<18年度> 全駅に整備	交 通 局

第4章

次世代育成支援対策の着実な前進に向けて

次世代育成支援対策の実効性をあげるためには、国、東京都、区市町村をはじめ、事業主や地域社会、子どもを持つ家庭がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

東京都の役割

区市町村に対する支援、事業主等と連携による雇用環境の整備をはじめ、行動計画に盛り込んだ次世代育成支援の取組を全庁を挙げて推進します。

区市町村、事業主等の役割

(1) 区市町村の役割

子どもに関する第一義的な相談窓口、地域のニーズを的確に把握した子育て支援策の展開、保育所待機児童の解消、子育て経験者をはじめNPOや自主活動グループの参加による地域支援のしくみづくりの推進などが期待されます。

(2) 事業主の役割

事業主行動計画の策定と実施、具体的には育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、長時間労働の解消など働き方の見直し、職場体験の受入れなどが期待されます。

(3) 地域社会の役割

子どもたちの見守りや子育て経験者の「子育てひろば」への参加などの子育て支援活動、児童虐待の未然防止のための通報、大人自らが手本となることなどが期待されます。

国への提案

次世代育成支援に係る施策を実効性あるものとするため、都は、次の事項について国へ提案していきます。

- 1 「子ども・子育て応援プラン」が真に実効性のあるものとなるよう取り組むこと
- 2 利用者本位の制度となるよう保育所制度改革を進めること
- 3 小児医療の基盤整備を進めること
- 4 社会保障制度の在り方について国全体で議論すること
- 5 地域行動計画の着実な推進のため必要な財源を措置すること

行動計画の進ちょく状況の公表

- 毎年、主要施策の進ちょく状況をホームページ等で公表します。